

## 大洲市セキュリティ強靱化基盤構築賃貸借公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

大洲市セキュリティ強靱化基盤構築賃貸借公募型プロポーザル実施要領(以下、「本実施要領」という。)は、大洲市のセキュリティ向上及び市職員の事務負担の軽減や省力化を図り、業務に専念できる環境を構築するため、大洲市セキュリティ強靱化基盤構築賃貸借(以下、「本業務」という。)のシステム構築を行う事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

#### (1)業務名

大洲市セキュリティ強靱化基盤構築賃貸借

#### (2)業務の目的

別紙、「大洲市セキュリティ強靱化基盤構築賃貸借仕様書」のとおり

#### (3)業務内容

別紙、「大洲市セキュリティ強靱化基盤構築賃貸借仕様書」のとおり

#### (4)賃貸借期間

令和6年2月1日(木)から令和11年1月31日(水)まで  
(構築期間 契約締結日の翌日から令和11年1月31日(水)まで)

#### (5)事業規模(提案限度価格)

構築賃貸借 金320,760,000円(消費税及び地方消費税を含む。リース金利を含む)  
ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

#### (6)見積範囲

下記について見積を作成すること。ただし、事業規模については、下記①～④の費用合計とすること。

- ① 設計・調達・構築費用
- ② 運用・保守費用
- ③ 機器・ライセンス費用
- ④ リース金利等

### 3 実施形式

公募型プロポーザル方式(以下、「本プロポーザル」という)

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることを必要とする。

- (1) 本業務と同種または類似する業務における専門知識やノウハウを有し、地方公共団体等への導入実績があり、現在も利用されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税及び市税(全税)の滞納がないこと。
- (6) 大洲市建設工事等競争入札参加資格審査要綱(平成17年大洲市告示第22号)の規定により、令和5・6年度一般競争入札参加資格要綱(物品の製造は・販売、役務の提供等)の資格を有するものであること。
- (7) 募集開始日(公告日)において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成17年大洲市告示第106号)の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (8) 大洲市暴力団排除条例(平成23年大洲市条例第22号)に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (9) ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム)又はJIS Q 15001 プライバシーマーク相当の認証を取得していること。
- (10) 参加希望者又は提案システムを開発している者の社内に提案システムを専門とするヘルプデスクを有していること。

## 5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

① 募集の公告	令和5年3月16日(木)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和5年3月16日(木)から 令和5年3月22日(水)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和5年3月27日(月)
④ 参加申込書等の提出期間	令和5年3月16日(木)から 令和5年3月31日(金)まで
⑤ 参加資格の審査結果通知	令和5年4月4日(火)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和5年4月5日(水)から 令和5年4月28日(金)まで
⑦ 企画提案書の審査	令和5年5月12日(金)予定
⑧ 審査結果の通知	令和5年5月17日(水)予定
⑨ 契約の締結	令和5年6月下旬予定

## 6 参加手続

### (1)本実施要領等の確認

#### ① 公表日

令和5年3月16日(木)

#### ② 公表方法

大洲市公式ホームページ

#### ③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の大洲市ホームページからダウンロードすること。

URL <http://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/kikakujoho/51863.html>

#### ④ 質問の受付及び回答

##### 1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票(様式1)によるものとし、電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

##### 2) 受付期間

令和5年3月16日(木)9時から令和5年3月22日(水)午後5時までとする。

##### 3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

大洲市役所総合政策部企画情報課

E-mail:densan@city.ozu.ehime.jp

電話番号:0893-24-1738(ダイヤルイン)

##### 4) 回答方法

令和5年3月27日(月)以降に大洲市公式ホームページに掲載する。

## (2)参加申込書の提出

### ①提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領及び大洲市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

- 1) 参加申込書(様式2)
- 2) 業務受託実績書(様式3)
- 3) 会社概要(任意様式。パンフレット等でも可。)
- 4) 賃貸借契約を委任するリース会社の会社概要(任意様式。パンフレット等でも可。)

### ②提出期限

令和5年3月31日(金)午後5時必着

### ③提出場所

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1  
大洲市役所総合政策部企画情報課 担当:富永、亀田  
TEL:0893-24-1738(直通)

### ④提出方法

郵送又は持参

※持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

※封筒の表には、本プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。

※郵送の場合は、令和5年3月31日(金)必着とする。

### ⑤提出部数

提出部数は、正本1部、副本7部とする。

### ⑥参加資格審査結果

参加申込書等提出書類及び資格確認書類について、事務局で確認を行い、参加申込書等提出者に対し、電子メール及び文書にて参加資格審査結果(様式4)を通知する。

## (3)企画提案書等の提出

参加資格審査結果通知を受けた者の内、参加資格を有することを認められた参加者は次のとおり必要書類を提出すること。

### ①提出書類等

- 1) 企画提案書表紙(様式5)
- 2) 企画提案書
  - ア当該業務の管理責任者調書(様式6)
  - イ当該業務の業務実施体制図(様式7)
  - ウ当該業務の実施方針及び手法(様式8)  
(企画提案内容評価基準の評価項目に従って記載すること)
  - エ当該業務の工程表(任意様式)
- 3) 機能要件調査票

- 4)見積書及び内訳書(任意様式)
- 5)提案機器及びシステムのカタログ又は製品紹介WebページURLリスト(任意様式)
- 6)提案するシステムの仮操作が可能なCDもしくはDVD、又はデモ動画等(提出は任意)

②提出期間

令和5年4月5日(水)から令和5年4月28日(金)まで(受付時間帯は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。)

③提出場所

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1  
大洲市役所総合政策部企画情報課 担当:富永、亀田  
TEL:0893-24-1738

④提出方法

郵送又は持参。

※持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

※封筒の表には、本プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。

※郵送の場合は、令和5年4月28日(金)必着とする。

⑤提出部数

提出部数は、正本1部、副本7部及び電子データ(PDF形式、CDもしくはDVD)とする。

(4)企画競争の成立

企画提案書提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立するものとする。

7 受託候補者の選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、市が設置する「大洲市セキュリティ強靱化基盤構築賃貸借公募型プロポーザル審査委員会」が行うものとする。

(2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、実施方針及び手法、機能要件及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価するものとする。

(3) 受託候補者の決定

提案評価及び機能要件評価、価格評価の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定するものとする。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とする。

また、受託候補者の次に合計点が高かった事業者を次点者とする。

#### (4) 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

### 8 審査結果

審査結果は、令和5年5月17日(水)以降、大洲市公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書(様式9)」を電子メール及び文書で送付する。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けないので、あらかじめご了承ください。

### 9 契約に関する事項

#### (1) 契約の締結

本プロポーザルにかかる契約の締結は、受託候補者から委任されたリース会社と賃貸借契約を締結するものとする。

受託候補者は、賃貸借契約を委任するリース会社へ、当該業務に係る賃貸借の設計図書等の内容、約款の条項について、十分説明を行い、決定後疑義が生じた場合は受託候補者の責任において解決することとする。

選定された受託候補者及び受託候補者が委任するリース会社との協議等が整った後、大洲市契約に関する規則(平成17年大洲市規則第54号)に基づいて契約を締結することとする。なお、受託候補者から委任されたリース会社との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行うものとする。

#### (2) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

### 10 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(4) 市が追加資料の提出を求めることがあります。

### 11 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大洲市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

## 12 留意事項

### (1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模(提案限度価格)を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### (2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑤ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式10)により、担当課へ届け出ること。
- ⑥ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、大洲市情報公開条例(平成17年大洲市条例第10号)に基づき公開することがあります。
- ⑦ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑧ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- ⑨ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

### 13 問い合わせ先

所在地 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1  
担当部署 大洲市役所総合政策部企画情報課 担当：富永、亀田  
電話番号 0893-24-1738  
FAX 番号 0893-24-2199  
E-mail densan@city.ozu.ehime.jp